

# 山都町森林整備計画 変更計画書

計画期間

自 平成31年4月 1日  
至 令和11年3月31日

〈令和5年（2023年）3月変更〉

熊本県  
山都町

## 目次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題.....	1
2 森林整備の基本方針.....	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	4

### II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	5
3 その他必要な事項.....	6
第2 造林に関する事項.....	7
1 人工造林に関する事項.....	7
2 天然更新に関する事項.....	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準.....	11
5 その他必要な事項.....	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	12
2 保育の種類別の標準的な方法.....	13
3 その他必要な事項.....	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	17
3 その他必要な事項.....	18
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	19
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	19
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	19
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	19
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	19
5 その他必要な事項.....	20
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	20
1 森林施業の共同化の促進に関する方針.....	20

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	20
4	その他必要な事項.....	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	21
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	21
2	路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	22
3	作業路網の整備に関する事項.....	22
4	その他必要な事項.....	24
第8	その他必要な事項.....	24
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	25
<b>III</b>	<b>森林の保護に関する事項.....</b>	<b>27</b>
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	27
2	その他必要な事項.....	27
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	28
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法.....	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	28
3	林野火災の予防の方法.....	28
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	29
5	その他必要な事項.....	29
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項.....</b>	<b>30</b>
1	保健機能森林の区域.....	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	30
4	その他必要な事項.....	30
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項.....</b>	<b>31</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	31
2	生活環境の整備に関する事項.....	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	33
7	その他必要な事項.....	33

## **【変更の理由】**

### **1 計画の変更を要する理由**

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した山都町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

### **2 効力の発生**

令和5年（2023年）4月1日から効力を生ずる。

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は熊本県の東部、宮崎県との県境にあり、「九州のへそ」の名の通り九州の中央に位置する町である。北は阿蘇南外輪山から南は九州山地の脊梁まで、544.67 平方キロメートルという県内屈指の行政区域を有している。また、標高が 200m～1,700m あり、変化に富んだ地形を持つ中山間地域である。北部はなだらかな高原、南部は急峻な山々を有し、緑仙渓や蘇陽峡といった広葉樹の渓谷が数多く存在する。一つの町内で様々な森林形態を見ることができるのが本町の特徴である。

本町の森林構成は、森林総面積 39,157ha のうち国有林 10,556ha、民有林面積 28,601ha であり、うち人工林面積は 17,470ha を占めている。人工林率は約 61% に達しており、県下有数の林業地域となっている。

しかし、近年の木材価格の低迷、過疎化による林業後継者不足や林業従事者の高齢化によって間伐が遅れ、林齡構成が高くなっている。伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地への的確な更新を進め、林齡構成の平準化を図る必要がある。

森林資源の整備に必要な林道について、現在 31 路線で 106,106m 開設されているが、林道密度は、3.7m/ha に留まっている。森林面積に対して林道密度は低い水準にあり、森林施業の集約化を考慮した路網の整備が課題である。

交通状況については、町内を縦横断する国道 325 号線、国道 265 号線、国道 218 号線、及び国道 445 号線の 4 路線が流通の要となっている。他に県道 14 路線、町道 1,036 路線を有し、集落等を結んでいる。林道においては基幹林道菊池人吉線と清和矢部線が整備され、木材や林産物の流通が拡大している。また、九州中央自動車道が平成 30 年度に一部区間で開通し、交流人口の増加、産業の活性化に期待が高まる。

本町の森林所有者の特徴として、多数の所有者が少面積の森林を所有する形態であることが挙げられる。そのため、森林に対する所有者の意識は低く、手入れが行き届かない森林が増えている。価値観の多様化が進み、森林所有者のニーズに応じた整備を進めるためにも、林業後継者の育成に力を入れていくものとする。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮するため、下記森林の区分ごとに機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、森林資源の効率的な循環利用と維持促進を図り、併せて木材産業の振興に繋げるものとする。

また、本町の蘇陽峡、緑仙峡及び内大臣峡の峡谷を含む地区においては、景観の維持向上を図り森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成等広域的林道を含め施

設の整備を促進し、保健・レクリエーション機能が高い地区を目指す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林

キ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮するため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備を実施し、健全な森林資源の維持促進を図るものと

する。そのために、次のとおり森林整備及び森林施業を推進する。

#### ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

#### イ 山地災害防止機能・土壤保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進し、渓岸の浸食防止や山腹崩壊等の防止を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。

#### ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、強風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全、整備を図る。

#### エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

#### キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要な林業労働力について、本町の林業労働力の担い手である緑川森林組合及び阿蘇森林組合等の林業事業体が主伐や利用間伐を推進するため、高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林設備を推進していくために、林業事業体、林業研究グループ、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採について、森林所有者が立木の伐採を実施するに当り、森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域の施業体系、樹種の特性、需要状況と森林の構成を勘案して次のように定める。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおり。ただし、本標準伐期齢は森林の伐採を促すための指標ではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の 針葉樹	ク ヌ ギ	その他の 広葉樹
全 域	4 0 年	4 5 年	3 5 年	3 5 年	1 0 年	1 5 年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率は 30 % 以下（伐採後の造林が植栽による場合にあたっては 40 % 以下の伐採）とし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施行体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構造等を勘案する。
- イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。
- オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については、「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 「集材路」とは、立木の伐採、搬出のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣被害防止施設の整備等を必要に応じて行うものとする。

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や本町農林振興課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るために植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員や町農林振興課との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	1, 500～3, 000	
ヒノキ	中仕立て	1, 500～3, 000	
クヌギ	中仕立て	1, 500～3, 000	

#### イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。
植付けの方法	通常穴植えとし、矩形植栽又は三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定する。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、アカシデ、ミズキ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホウノキ、サワグルミその他地域に自生する中高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

### (2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(2) 1の天然更新の対象樹種	10,000本／ha

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととする。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とする森林についても当該森林とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

第2の2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林経営計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を配慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行う。

(3) 造林地においてシカによる食害が多発しているため、防護ネット等の鳥獣被害防施設の整備を推進するものとする。

(4) 森林の土地の所有者届出、伐採届出制度を周知して、伐採後の造林等の更新を確実なものとするように努めるものとする。

(5) 人工造林の際は、補助事業等の活用による植栽未済地の造林の実施を推進することとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

#### 間伐の標準的な林齢及び標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	1,500～ 3,000	14	23	31			
	大経材	1,500～ 3,000	14	23	31	45	57	
ヒノキ	一般材	1,500～ 3,000	14	25	31			
	大経材	1,500～ 3,000	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。</li> <li>2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。</li> <li>間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。</li> <li>高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。</li> <li>間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。</li> <li>針広混交林へ誘導する場合は、強度な間伐を実施することができるものとする。</li> </ul>	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、次のとおり定めるものとする。その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣被害防止施設の整備を必要に応じて行うものとする。

### 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢														
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
下刈り	スギ ヒノキ	←									→					
蔓切り								←								
除伐							←									→
枝打ち						↔										

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

標準的な方法		備考
下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回 (必要に応じて2回) 每年実施する。 つる切り：蔓の繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。 除伐：蔓切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。 枝打ち：生育状況に応じて適宜実施する。		

## 3 その他必要な事項

(1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。

(2) 育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

(3) シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

(4) 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、作業路網の整備と機械化による効率的な間伐を推進することとする。

(5) 竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林とは、水源涵養、山林災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況、住民の意向等からみて、これらの機能の維持増進を図るために森林施業を計画的に実施する森林であり、次のとおり区域及び施業の方法を定める。

##### (1) 水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に在る森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1に定めるものとする。

###### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに皆伐の伐採面積の規模を縮小することとし、下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の 針葉樹	ク ヌ ギ	その他の 広葉樹
全 域	5 0 年	5 5 年	4 5 年	4 5 年	2 0 年	2 5 年

(2) 土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公园等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

## イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、アの①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、小面積皆伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については別表2により定める。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

- ① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝聚力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林等

### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の 針葉樹	ク ヌ ギ	その他の 広葉樹
全 域	8 0 年	9 0 年	7 0 年	7 0 年	2 0 年	3 0 年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めることとする。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、植栽による更新に努めるものとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表5のとおり	3, 171.00
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表6のとおり	730.40
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表7のとおり	3.73
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	別表8のとおり	12, 185.35
木材の生産機能の維持増進を図るべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別表9のとおり	9, 212.54

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	別表5のとおり	3, 171.00
長伐期施業を推進すべき森林	別表6、7のとおり	734.13
複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町において、多面的機能の發揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

#### (1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が森林の経営管理を実行することができない場合には、森林環境譲与税を活用し、公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意しつつ、適切な森林の整備を推進する。

また、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行う等、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

#### (2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林並びに、山地災害防止の観点から早急に森林整備を実施する必要性が高い森林については、意向調査、森林現況調査、森林整備等を優先して行うものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山都町の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、町・森林組合をはじめとした林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し森林の整備を図っていくこととする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の協定を促進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきとする。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、

他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同施業実施者は、施業実施協定の締結によって施業を実施すること。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路の整備は、林業経営の改善を図り生産性を向上させるために必要である。本町のように森林所有形態が小規模な者が多い場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも必要不可欠である。連結する林道や町道等との調整をしながら整備を推進する。

森林の間伐、保育作業を進めていくことが必要な場所には経費の一部助成等の補助制度の利用を図り、林道及び作業道の開設を推進していく。

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60 <50> ~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20 <15> ~50
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注1) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を必要に応じて設定するものとする。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

## イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

種類	路線名	既設 延長 (m)	全体計 画延長 (m)	開設計画		拡張計画		前半 5 カ年 の計画箇所	利用区域 面積(ha)	路線 コード	国 調整	備考
				改築 延長	新設 延長	改良 延長	舗装 延長					
緑幹線	菊池人吉線	6,572	17,650			300		○	545.63	1	有	
基幹	矢部水越線	17,294	17,294			400	150	○	933.88	85	無	
基幹	清和矢部線	18,443	18,443			30	200	○	1,066.74	86	有	
管理	郷野原御所線		13,500		6,750			○	363.83	100	有	新規
管理	片布田線	343	343			200		○	34.49	113A	無	
管理	久留見尾線	5,397	5,397				3,000	○	182.50	129A	有	
管理	場貫線	1,900	1,900			1,000		○	42.97	135A	無	
管理	沢津線	444	3,000		1,278	50		○	58.87	229A	無	
管理	鏡山線	1,327	2,577		625				55.43	230A	無	
山都町 計	9路線	51,720	80,104	0	8,653	1,980	3,350		3,284.34			

## ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知) 等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針(平成 23 年 7 月 27 日付け森整第 348 号熊本県農林水産部長通知)」に則って行うものとする。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業同作設指針(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の森林所有者（林業従事者）は、林業のみで生計を維持することが困難な状況である。森林施業の共同化、合理化を図るとともに、農業等との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目指し、林道・作業道の路網整備による生産コストの低減、労働強度の低減を図る。また、高性能林業機械の導入による作業の合理化及び効率化を推進する。さらに、森林組合作業班の編成を拡充することにより、体质改善を実施し、受託拡大に繋げ雇用の増加と通年化に努める。

##### (2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

林業労働者の就労の場である森林組合等の林業事業体の各種事業の受委託の拡大を図り、作業班の労働安全の確保、社会保険等の加入等に努めて職員の増加に繋げる。また、製材所においては、各種の補助制度を利用して施設の充実と品質の向上を図り、販売高の増加に繋げて採用増加を目指す。さらに地元の高校との連携を取り、森林組合等の林業事業体や林産関係企業への就職が出来るようとする。

林業従事者や後継者に対しては、技術講習会、各種研修会の受講を推進し資格取得や技術向上を図る。また、森林所有者のみならず地域住民等を対象に林業体験等を実施し、林業の社会的意義、役割、魅力等について積極的に紹介していく。

林業後継者の活動拠点となる施設の整備については、次の施設によることとする。

#### 活動拠点施設

施設の種類	位 置	規模 (m <sup>2</sup> )	対図番号	備考
林業会館	下馬尾315	218	林研グループ	
林業研修施設	仏原14-5	200	林研グループ	
営農センター	今500	1500	林研グループ	

##### (3) 林業事業体の体质強化方策

森林組合等の林業事業体について、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じ事業量の拡大を図って、就労の確保、施設の近代化に努め体质強化に繋げる。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の人工林の8齢級以上は89%で、主伐期を迎えた人工林が多く存在する。しかし、林道や森林作業道等の基盤整備が不十分であることや林家の経営が零細であることなどから、林業機械の導入が遅れ、必要とされる森林施業が十分に行えない状況となっている。

木材生産性の向上及び労働の軽減を図るために、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を行い、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を図る。高性能林業機械作業の普及・定着を図り、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等、機械の作業システム化を推進する体制を整備する。また、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあっては、土地の形質の影響が少ない架線集材等を利用し、災害の未然防止に努めるものとする。

### 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業種類		現状(参考)	将来
伐倒材集材	全流域 (緩傾斜)	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー、ハーベスター、プロセッサー、グラップルソー、フェラーバンチャー、林内作業車、フォワーダ、タワーヤーダ、自走式運搬機
	全流域 (急傾斜)		チェーンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサー、フォワーダ、
造林保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材の生産流通・加工において、本町には製材工場が多数あるが、そのほとんどが小規模零細である。今後は木材需要拡大を図る観点から、町内に建設される公共施設、一般住宅等の木材化を推進する。さらに、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め、地元材の有効利用を目指した製材品の共同集荷体制の確立を図る。

本町の特産品の一つであるシイタケは町内全域で生産が行われているが、少数の法人以外の生産者はいずれも個人経営で小規模である。今後は、生産施設の整備、しいたけ

原木の安定供給、経営の共同化・合理化及び品質の向上を図る。さらに、農協や各部会等と連携して販路の拡大に努め生産振興に繋げる。また、町内には 1,369ha の竹林があり、タケノコの生産も盛んである。こちらもシイタケと同じく個人経営がほとんどであるため、園地化を図り、作業路を整備して効率的な生産を行うことで売上高の増加に繋げたい。

また、最近の自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木、山菜、キノコ及び竹製品等を地域の新たな林産物資源として見直し、利用方法を開発することで地域の特産物として育成する。

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、その森林被害状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画（平成30年3月策定：第5期）、森林組合、猟友会、有害鳥獣捕獲隊等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせて実施するものとする。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良を実施する。なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

###### イ 捕獲

わな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等を実施する。

なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班番号）	面積（ha）
ニホンジカ	1～284林班	28,601.22ha

#### 2 その他必要な事項

1(2)の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、地元猟友会、有害鳥獣捕獲隊等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病害虫等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫の被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を山都町長が行うことがある。

#### (2) その他

松くい虫の被害対策については、森林病害虫等防除法に基づき定められた高度公益機能森林及び本計画に記載の森林等を中心に行う。

また、先述の区域以外の森林及び松くい虫の発生源となる恐れのある点在する松等についても、森林を保護する観点から必要に応じて、駆除及び予防に努める。

なお、これらの対策には、国・県による支援措置の活用を図ることとする。

これらの森林等の区域は別表4のとおりとする。

別表4

被害の種類	森林の区域（林小班及び枝番号）	面積（ha）
松くい虫被害	山都町長崎 服掛松キャンプ場 275林班、276林班	243.71 ha

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める区域以外の森林についても、ニホンジカの生息区域拡大が予想されることから森林所有者、森林組合及び地元獵友会からの情報収集に努め被害の恐れがある場合は第1の1（2）の対策を講じることとする。

また、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害についても、被害の被発生及び拡大が予想される場合はその対象鳥獣に応じて第1の1（2）に準じた対策を実施する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「山都町火入れに関する条例」（平成17年2月11日条例第124号）によるものとする。

#### 5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
下矢部・浜町	1~23、55~75	3,010.25
中 島	24~54	3,223.61
名連川	76~104	2,939.38
御 岳	105~122	1,563.62
白 糸	123~145	2,475.58
小 峰	146~181	4,116.79
朝 日	182~215	3,418.03
柏 西	216~229.241~243.251.253.262.281	2,564.66
柏 東	230~240.244~250.252.254~256.280.282.283	2,813.88
菅尾・馬見原	257~261.263~279.284	2,475.42

### 2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのU J I ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山間地域の定住を推進する。また、景観の維持向上を図るため広葉樹を中心とした植栽、不用木の除去を行うとともに、整備されたキャンプ場、管理施設、遊歩道、森林浴施設等の施設整備、また既存施設の適切な維持管理を図り、来場者に快適な環境を提供する。更に、森林空間を総合的に活用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等との交流を促進する。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の特産品であるシイタケやタケノコ等の林産物の販売、都市住民との交流を目的とした施設を町内の道の駅やキャンプ場に整備し、本町における交流基盤を整備する。また、本町内の民有林の一部を森林体験活動のためのフィールドとして活用し、山村の活性化を推進する。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

古くから人々は、薪や炭にするために木を伐り出し、田や畠の肥料とするために下草や落ち葉を採取するなど、森林（里山）と密接に関わってきた。しかし、近年の都市化とともに森林（里山）は次第に放置されるようになってきている。森林の持つ役割である人々と森林（里山）のつながりを再考し、環境教育や、自然観察のフィールドとして整備活用していく必要がある。また、山林の有する土砂災害防止機能や水源涵養機能及び保健機能等を維持推進するため、森林の特性に応じた整備を進めていくこととする。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### （1）地域住民参加による取組に関する事項

町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、緑の少年団等の組織育成に取り組みながら、森林づくりへの直接参加を推進する。

#### （2）上下流連携による取組に関する事項

本町は緑川及び五ヶ瀬川流域の最上流部に位置し、水源として重要な役割を果たしている。そのため、下流域の住民団体等への分収造林契約を利用し、水源林造成への参加を促進する。また、都市部住民を中心に、森林作りへの直接参加を希望する人々が散見されるようになってきている。このような要請に応えるため、場所の選定、森林所有者等に対する説明等、積極的な斡旋活動を行うこととする。さらに、森林・林業関係者の連携を図り、森林・木材産業の活性化に寄与できるよう、木工品利用を推進する。

#### （3）その他

##### 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけ、森林の管理意欲を向上させる。また、不在村森林所有者に対しては、町及び各森林組合等による情報提供を行い、森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限にしたがって施業を実施するものとする。